

第9回 栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

平成24年11月12日（月）午後2時00分

栃木市国府公民館

栃木市・岩舟町合併協議会

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	高岩 義祐	委 員	大阿久 岩人
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	大川 秀子	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	柴田 保男	委 員	小倉 久緒
委 員	佐山 耕基	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

小川 昌樹（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

出席者（監査委員）

板倉 安秀

池田 務

欠席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（幹事）

幹事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹事 和久井 弘之（栃木市総務部長）

幹事 川 島 章男（岩舟町企画課長）

幹事 五十畑 恵造（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

天海 俊充（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

糸井 孝王（計画チームリーダー）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

原 雄一郎（事務調整班）

栗原 健（事務調整班）

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 協議事項

協議第55号 合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第7-3号 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

[合併協定項目25 各種事務事業の取扱い]

協議第56号 合併協定項目25-6 消防防災関係事業について

協議第 6号(継続協議-3) 合併協定項目26 合併市町村基本計画について

(2) 報告事項

報告第11号 合併協定項目以外の調整方針について

報告第12号 合併に関する住民説明会の実施結果について

4 第10回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 平成25年1月17日(木) 午前10時から

会 場 栃木市大平総合支所 大会議室

5 そ の 他

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
天海事務局長	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第9回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の天海です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p>
天海事務局長	<p>2. 会長挨拶</p> <p>それでは、次第の2「会長あいさつ」に入ります。</p> <p>会長であります、鈴木栃木市長からごあいさつを申し上げます。</p>
鈴木会長	<p>皆様こんにちは。今日は、暖かくなるという予報でございましたが、何だかあまり暖かくなりませんね。そんな中、そして、今年ももう11月の中旬になろうとしております。本当に月日の経つのは早いものでございまして、当合併協議会も、おかげ様で順調にこれまで協議を重ねてきております。今日は、比較的、比較的と言いますか、重要な協議項目についての協議もございまして、報道の機関の皆様も沢山いらっしゃっております。多分、議会議員定数のことかなあとと思いますが、その事や、消防の事についての協議がございまして、重要な協議項目でありますので、何卒慎重審議をいただきまして、皆で納得し合って結論を出していきたいというふうに考えておりますので、何卒宜しくお願いを申し上げます、ご挨拶といたします。本日は宜しくどうぞお願いいたします。</p>
天海事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の3「議事」に入りますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきます。</p> <p>委員等の出欠でございまして、オブザーバーの中村様は、所用により欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>なお、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催す</p>

鈴木会長	<p>ることとなっております。本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、栃木市の岩下委員と岩舟町の茂呂委員をお願いいたします。</p> <p>最後に、委員の皆様をお願いがございます。会議の中でご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の議長につきましては、規約によりまして、会長があたることとされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしくをお願いいたします。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>はい。それでは、早速、協議に入らせていただきます。</p> <p>まず、協議第55号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてであります。事務局からの説明を願います。</p>
鈴木T L	<p>協議第55号</p> <p>合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて</p> <p>はい。事務調整班の鈴木です。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会議資料①をご用意ください。会議資料①でございます。表紙をめくって頂きまして、1ページをご覧ください。</p> <p>協議第55号「合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。調整方針でございますが、両市町の議員の代表者の方などで、慎重に協議を重ねて頂きました。その結果、次の調整方針の内容となりましたので朗読いたします。1 岩舟町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。2 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の栃木市及び岩舟町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の栃木市の区域を区域とする選挙区30人、合併前の岩舟町の区域を区域とする選挙区4人とする。とさせて頂きました。</p> <p>次の2ページをご覧ください。現況でございます。栃木市の議員定数は現在34人、任期は平成22年4月25日から平成26</p>

	<p>年4月24日までとなります。岩舟町の議員定数は14人、任期は平成21年9月30日から平成25年9月29日までとなっております。</p> <p>3ページをご覧ください。議会議員の定数及び任期の取扱いの概要を掲載してございます。まず、合併の日が平成26年4月5日と第6回の合併協議会において確認をされてございます。岩舟町においては、平成25年9月に任期満了の選挙を行っていただき、その後の任期につきましては、合併の前日、平成26年4月4日までとなります。合併後につきましては、栃木市議会議員の任期であります平成26年4月25日からの任期に併せることとなりますので、合併後の新市で行われます4月の任期満了に伴う選挙において、合併後、新市全体の市議会議員の一般選挙を執り行うこととなります。そこで、先ほども調整方針をご報告させていただきましたが、合併後の最初に行われる一般選挙に限り、合併前の栃木市、岩舟町の区域に選挙区を設け、人数は栃木を30人、岩舟を4人とするものでございます。</p> <p>4ページ、5ページには県内の事例、6ページには関係法令を掲載しました。以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。以上が、事務局からの説明でございます。</p> <p>それでは、このことにつきまして、皆様からご意見、ご質問等をお受けしたいと思っております。何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか？議員の皆様も大丈夫でしょうか？</p> <p>はい。それでは、ご意見等もないようでございます。ここに至るまで、両市・町の議会の議員の皆様、或いは、合併協議会の委員の皆様におかれましても、それぞれご議論をいただいて、この結論を導いていただけたものと考えております。そのようなことから、今日は別段意見等もないのかなと思っております。それでは、ここで質疑を閉じさせていただきます。</p> <p>お諮りをいたしますが、協議第55号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおりご承認をいただければ、拍手にてお願いをいたします。</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>——— 出席委員全員より拍手 あり ———</p> <p>ありがとうございます。それでは、全員一致で原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>では続きまして、協議第7号-3 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて 並びに、協議第56号 合併協定項目25-6 消防防災関係事業について 関係がありますので、一括して上程をし、協議をさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より説明を願います。</p> <p>協議第7号-3 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて 協議第56号 合併協定項目25-6 消防防災関係事業について</p>
<p>鈴木 T L</p>	<p>はい。7ページをご覧ください。協議第7号-3「合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。</p> <p>調整方針でございますが、岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散するよう調整する。組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時まで調整する。とさせていただきます。</p> <p>次に11ページをご覧ください。協議第56号「合併協定項目25-6 消防防災関係事業について」協議を求める。というものでございます。調整の方針は、栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。とさせていただきます。</p> <p>こちらの「一部事務組合」及び「消防関係事業」につきましては、関連する事項でございますので併せてご説明させていただきます。</p> <p>12ページをご覧ください。両市町の現況を記載してございます。栃木市においては、栃木市消防本部を置き、1消防本部、1消防署、4分署を設置し、栃木市全域を管轄区域としてございます。【消防本部】【消防署・分署】はご覧のとおりでございます。</p> <p>岩舟町においては、現在、佐野市と消防及び救急業務などに関する事務を共同処理で行っております。また、経費負担割合についてはご覧のとおりでございます。</p>

	<p>消防組織法第6条に「市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任がある。」と、規定されており、岩舟町と合併することにより、栃木市は、岩舟区域の消防に対する責任を有することになります。このことから、佐野地区広域消防組合の解散の日を合併の前日とし、合併の日から、岩舟町の区域を含めた市域を、新市の区域とし執り扱うこととしました。</p> <p>解散にあたりましては、消防救急業務に支障をきたすことなく円滑に行えるよう、また、岩舟町の住民の方の安全・安心の確保を最優先とし、合併時まで、佐野東分署の取扱いや人員配置に関し、関係団体と協議・調整してまいります。</p> <p>14ページには関係法令を掲載してございます。以上で、ご説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
鈴木会長	<p>はい。只今の説明に対して、質疑のほうも一括して行いたいと思います。何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>一部事務組合については、こうは申しても相手のあることでありますから、合併の前日までに解散ができるかどうか、これはわからないことでもあります。そこで、そうできるように調整をするということでございます。もし、できない場合は、一部事務組合は、そのまま合併後も残るということになりますので、その場合は、それまでの岩舟町に代わって、栃木市が佐野市さんとの間で一部事務組合を引き続き構成するという関係になります。これが、合併の前日までに話合いができれば、解散をして、合併の日から、一部事務組合はなくなる。そして、栃木市単一になるということでございます。</p> <p>ということで、時間を稼いだのですが、何かございませんでしょうか？大丈夫でしょうか？</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
	<p>鈴木会長</p> <p>はい。では、ないようでございますので、質疑を閉じさせていただきます。</p> <p>協議第7号-3 合併協定項目14 と 協議第56号 合併協定項目25-6 それぞれにつきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にて宜しくお願いをいたします。</p> <p>——— 出席委員より拍手 あり ———</p>

鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>これも、全員一致にてご承認をいただきました。</p> <p>では続きまして、協議第6号 これは、継続協議－3になります。合併協定項目26 合併市町村基本計画についてであります。事務局から説明を願います。</p>
糸井T L	<p>協議第6号（継続協議－3）</p> <p>合併協定項目26 合併市町村基本計画について</p> <p>総務計画班の糸井と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、別冊になります、会議資料④をご用意ください。会議資料の④になります。会議資料④の表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。</p> <p>協議第6号（継続協議－3）合併協定項目26 合併市町村基本計画（案）について、別紙のとおり提案する。というものであります。</p> <p>新市まちづくり計画につきましては、前回の第8回合併協議会において素案の確認をいただき、その後、住民説明会において素案の概要の説明及び意見の聴取を行いました。それらの結果を踏まえまして、今回の提案となります。</p> <p>6ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>「新市まちづくり計画（素案）に対する主な意見について」でございますが、1の第8回合併協議会でいただきました意見につきましては、一覧表のとおり、それぞれ内容を修正いたしました。</p> <p>具体的には、3ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、新市まちづくり計画（案）の修正箇所のページの抜粋となっております、計画本編においては38ページとなります。都市構造のイメージ図において、佐野藤岡IC付近のIC周辺活用エリアの範囲が、岩藤大規模開発を含めたエリアとしては、楯円の東側の範囲が狭いとの意見をいただきました。それによりまして、楯円の範囲を県道栃木藤岡線付近まで拡大しました。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。こちらは、本編では44ページの部分となりますが、中ほどの（2）安全で良好な水資源の確保におきまして、水資源の確保というのは森林の保全というところにつながっていくと思うので、「森林の保全」という文言を入れてほしいとの意見をいただきまして、（2）安全で良好な水資</p>

	<p>源の確保の本文中5行目に「森林保全による水源のかん養など、」と語句を追加いたしました。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。表中「施策展開の方向性」の2番目「生活環境の保全」は「生活環境の充実」の誤りでしたので、「充実」と訂正いたしました。</p> <p>続きまして、6ページの参考資料に戻りまして、一番下ですね、2の住民説明会につきましては、計画の文言の修正を要する意見等はありませんでした。</p> <p>新市まちづくり計画の説明は以上でございます。</p> <p>なお、この後のスケジュールにつきましては、県との事前協議及び本協議を経まして、来年2月には合併協議会において、正式にご決定いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
鈴木会長	<p>はい。以上が、協議第6号についての説明でございます。皆様から、何かありましたらお願いをいたします。</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか？</p> <p>はい。それでは、質疑を閉じさせていただきます。協議第6号 合併協定項目26 合併市町村基本計画につきましては、原案のとおり、ご承認を賜ります方、拍手にてお願いをいたします。</p> <p>——— 出席委員全員より拍手 あり ———</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。全員一致でご承認をいただきました。では、このようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項につきましては、まず報告第11号 合併協定項目以外の調整方針についてであります。</p> <p>事務局から、説明を願います。</p> <p>(2) 報告事項 報告第11号 合併協定項目以外の調整方針について 【総合政策部 Bランク】</p>

鈴木 T L

はい。それでは、大変申し訳ありません。会議資料①にお戻りください。会議資料①になります。

15ページをご覧ください。会議資料①の15ページになります。

「合併協定項目以外の主な調整方針について」でございます。こちらは、各専門部会及びBランク、Cランクの単位でまとめさせて頂いております。

また、ランクにつきましての設定基準でございますが、まず、Bランクは、正副会長・幹事会で協議し、協議会に報告するもの。Cランクについては、正副会長、幹事会及び協議会へ報告するもの。という事務事業でございます。

今回、協議会へ報告させていただきますものは、専門部会としましては、総合政策部会、総務・理財・消防部会、生活環境部会の3つの専門部会でございます。残りの専門部会につきましては、次回の協議会に提出させていただきます。

このBランク、Cランクの事務事業でございますが、5つの調整方針に分類し、まとめさせて頂いております。その分類でございますが、まず、「現行のとおり」、次に「合併時に統合」、次に「合併後に統合」、次に「合併時に再編」、最後に「合併後に再編」の5つの分類に区分してございます。

それでは、まず、総合政策部会のBランクでございます。

16ページをご覧ください。調整方針ごとに報告させていただきます。まず、1の「現行のとおり」でございます。事務事業名を読み上げます。「NPO法人に関すること」「NPO法人の設立・解散または合併の認証に関すること」の2つでございます。

これ以降につきましては、多くの事務事業を報告させて頂くこととなりますので、見開きました一番上の事務事業名と、一番下の事務事業名のみ、読み上げさせていただきます。

それでは、2の「栃木市の例により、合併時に統合」でございます。「市民総合賠償補償保険に関すること」から、「協働のまちづくりパートナー派遣事業に関すること」の4つの事務事業でございます。次に18ページをご覧ください。「市民活動推進事業費補助金に関すること」から、次のページの一番下になります「予算科目の設定に関すること」の6つの事務事業でございます。次に20ページをご覧ください。「会計の設置に関すること」から、「隣保館に関すること」の3つの事務事業でございます。次に、22ページをご覧ください。3の「合併時に再編」するものでござ

鈴木会長	<p>ざいます。「人権施策の推進体制に関すること」でございませう。</p> <p>次に4の「合併後に再編」するものでございませう。「市民活動推進センターに関すること」から、「市町勢要覧に関すること」の3つの事務事業でございませう。</p> <p>総合政策部会のBランクの総事務事業数は19でございませう。以上で、ご説明を終わります。</p> <p>はい。以上が、Bランクについての説明でございませう。皆様から、何かございましたらお願いをいたします。</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか？はい。</p> <p>それでは、続いてCランクですね？はい。では、続いてCランクにまいります。</p>
鈴木T L	<p>【総合政策部 Cランク】</p> <p>はい。続きまして、25ページをご覧ください。総合政策部会のCランクの事務事業の報告になります。</p> <p>26ページをご覧ください。1の「現行のとおり」とするものでございませう。「構造改革特区・地域再生に関すること」から、「思川開発事業に関すること」の11の事務事業でございませう。次に、28ページをご覧ください。「栃木県南部水資源開発促進協議会に関すること」から、「まちづくり支援に関すること」の9の事務事業でございませう。次に、30ページをご覧ください。「地方交付税等に関すること」から、そのページの「人権擁護委員に関すること」の3つの事務事業でございませう。</p> <p>これらの23の事務事業につきましては、「現行のとおり」とするものでございませう。</p> <p>次に、31ページをご覧ください。2の「栃木市の例により、合併時に統合」するものでございませう。「総合計画に関すること」から、「行政評価に関すること」の6の事務事業でございませう。次に、32ページをご覧ください。「国県等提言・要望活動に関すること」から、「総合的な土地利用に関すること」の12の事務事業でございませう。次に、34ページをご覧ください。「ふるさと納税に関すること」から、「ラムサール条約に関すること」までの10の事務事業でございませう。次に、36ページをご覧ください。</p>

	<p>ださい。「事業仕分けに関すること」から、「市町村長会に関すること」の6つの事務事業でございます。次に、38ページをご覧ください。「市長・副市長の秘書に関すること」から、「地方債に関すること」の8の事務事業でございます。</p> <p>次に、40ページをご覧ください。「一時借入金に関すること」から、「支出負担行為の確認及び支出命令書等の審査に関すること」の13の事務事業でございます。次に、42ページをご覧ください。「有価証券等の出納及び保管に関すること」から、「消耗品の払い出しに関すること」でございます。</p> <p>以上の63の事務事業が、「栃木市の例により、合併時に統合する」というものでございます。</p> <p>次に、3の「岩舟町の例により、合併時に統合」する。こちらの事務事業は、「国道50号沿線開発事業に関すること」でございます。</p> <p>次に44ページをご覧ください。4の「合併時に再編」するものでございます。「人権推進に係る啓発に関すること」と「同和問題に係る民間運動団体の委託事業に関すること」の2つでございます。</p> <p>総合政策部会のCランクの総事務事業数は89でございます。以上で、ご説明を終わります。</p> <p>鈴木会長 はい。以上が、総合政策部会のCランクの事務事業でございます。何かありましたら、お願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか？</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p> <p>鈴木会長 はい。では、これにつきましては、このようなことでご報告とさせていただきます。報告事項ということですので、こういうことで、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>——— 「意義なし」との声あり ———</p> <p>鈴木会長 では、続きまして、またBランクに戻るのかな？ 今度は、総務・理財・消防部会のBランクでございます。お願いをいたします。</p>
--	--

深津 T L

【総務・理財・消防部会 Bランク】

はい。事務調整班の深津と申します。よろしくお願いたします。同じく、会議資料①の45ページをご覧ください。総務・理財・消防部会に関するBランクでございます。

46ページをご覧ください。調整方針でございますが、「1. 現行のとおり」とするものでございます。「執務時間に関すること」から、「期日前投票に関すること」の3つの事務事業でございます。

次に、47ページをご覧ください。「2. 栃木市の例により、合併時に統合」するものでございます。「地方分権に関すること」から、「自治基本条例に関すること」の4つの事務事業でございます。次に、48ページになります。「放置自転車対策に関すること」から、49ページ、「暴力団の排除に関すること」の5つの事務事業でございます。50ページになります。「駅前広場等迷惑行為の防止に関すること」から、51ページ「消防団消防機械器具の配置、整備計画、整備点検に関すること」の6つの事務事業でございます。52ページになります。「防災体制に関すること」から、53ページ、「消防職員の採用に関すること」の5つの事務事業でございます。54ページになります。「職員の昇任、降任、異動に関すること」から、55ページ、「職員の休暇・休業に関すること」の5つの事務事業でございます。56ページになります。「特別職の旅費に関すること」から、57ページ、「臨時職員の賃金に関すること」の5つの事務事業でございます。58ページになります。「市町税等収納管理事務に関すること」から、59ページ、「建設工事等請負業者選考委員会に関すること」の5つの事務事業でございます。60ページになります。「建設工事等請負業者の選定に関すること」から、61ページ、「建設工事及び建設工事関連業務の入札の執行に関すること」の2つの事務事業でございます。62ページになります。「建設工事及び建設工事関連業務の契約の締結に関すること」、から63ページ、「物品購入等業者選考委員会に関すること」の3つの事務事業でございます。64ページになります。「物品購入等の業者選定及び入札並びに契約に関すること」から、65ページ、「議員派遣に関すること」の6つの事務事業でございます。66ページになります。「退職議員に関すること」から、67ページ、「議長会等に関すること」の9つの事務事業でございます。68ページになります。「公用車（議会）の維持管理に関すること」から、

	<p>69ページ、「全員協議会に関する事」の6つの事務事業でございます。70ページになります。「会議録に関する事」から、71ページ、「議決を要しない報告に関する事」の7つの事務事業でございます。72ページになります。「議会運営委員会・会派代表者会議に関する事」から、「費用弁償等に関する事」の8つの事務事業でございます。74ページになります。「選挙管理委員会の運営に関する事」から、75ページ、「選挙公営に関する事」の3つの事務事業でございます。76ページになります。「各種選挙執行に関する事」でございます。これらの80の事務事業につきましては、「栃木市の例により、合併時に統合」するお話をいたしました。</p> <p>次に、77ページをご覧ください。「3. 岩舟町の例により、合併時に統合」するものでございます。「簡易郵便局受託事業に関する事」でございます。次に、78ページをご覧ください。「4. 栃木市の例により、合併後に統合」するものでございます。「栃木市土地借受及び貸付に係る取扱基準について」でございます。次に、79ページをご覧ください。「5. 合併後に再編」するものでございます。「消防水利の維持管理及び整備計画に関する事」から、「投票区に関する事」の3つの事務事業でございます。以上、総務・理財・消防部会のBランクの総事務事業数は88でございます。以上で説明を終わります。</p> <p>以上が、総務・理財・消防部会のBランクでございます。何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか？</p> <p>———— 質疑応答 なし ————</p> <p>では、一旦このくらいにさせていただきます、以上のようなご報告でご了承をいただきますことを、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>———— 「意義なし」との声あり ————</p>
鈴木会長	<p>では、このようなこととして進めさせていただきます。</p> <p>では次が、今度は、総務・理財・消防部会のCランクのほうになるかと思っております。事務局から説明願います。</p>

深津 T L

【総務・理財・消防部会 Cランク】

はい。会議資料②をご用意ください。会議資料②の1ページをご覧ください。総務・理財・消防部会に関するCランクでございます。

2ページをご覧ください。調整方針でございますが、「1. 現行のとおり」とするものでございます。「住居表示の実施に関すること」から、3ページ、「消防の公有財産取得・借用に関すること」の9つの事務事業でございます。4ページになります。「消防団員の教養訓練及び研修に関すること」から、5ページ、「職員の退職に関すること」の8つの事務事業でございます。6ページになります。「社会保険協会に関すること」から、7ページ、「固定資産税賦課事務に関すること（土地・家屋・償却電算処理データ作成・確認業務）」の9つの事務事業でございます。8ページになります。「固定資産税賦課事務に関すること（納税義務代表者設定業務）」から、9ページ、「介護保険料減免事務に関すること」の9つの事務事業でございます。10ページになります。「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に係る未申告者の簡易申告受付事務に関すること」から、11ページ、「後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること」の11の事務事業でございます。12ページになります。「後期高齢者医療保険料の執行停止及び不納欠損に関すること」から、13ページ、「租税特別措置法に基づく登録免許税に係る家屋証明に関すること」の10の事務事業でございます。14ページになります。「庁内案内に関すること」から、15ページ、「栃木市皆川地区振興基金に関すること」の8つの事務事業でございます。16ページになります。「電話交換及び電話施設に関すること」から、17ページ、「選挙人名簿縦覧に関すること」の5つの事務事業でございます。18ページになります。「不在者投票事務に関すること」から、19ページ、「裁判員候補者予定者名簿に関すること」の9つの事務事業でございます。これらの、78の事務事業につきましては、「現行のとおり」、といたしました。

次に、20ページをご覧ください。「2. 栃木市の例により、合併時に統合」するものでございます。「情報公開制度に関すること」から、21ページ、「個人情報開示請求等の受理に関すること」の3つの事務事業でございます。22ページになります。「公印の作成、登録、告示及び管理に関すること」から、23ペ

ージ、「文書の印刷に関すること」の3つの事務事業でございます。24ページになります。「個人情報保護制度に関すること」から、25ページ、「市町議会の招集及び議案に関すること」の8つの事務事業でございます。26ページになります。「行政区域及び町字区域に関すること」から、27ページ、「市の後援等に関すること」の8つの事務事業でございます。28ページになります。「地縁団体に関すること」から、29ページ、「資産管理システムの管理運用に関すること」の10の事務事業でございます。30ページになります。「インターネット関連システムに関すること」から、31ページ、「貸与品（消防団）に関すること」の12の事務事業でございます。32ページになります。「施設の配置状況、維持管理（消防団）に関すること」から、33ページ、「利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会に関すること」の9つの事務事業でございます。34ページになります。「職員の派遣に関すること」から、35ページ、「職員の服務に関すること」の6つの事務事業でございます。36ページになります。「消防職員の服務に関すること」から、37ページ、「職員の分限処分に関すること」の5つの事務事業でございます。38ページになります。「休暇処分者に関すること」から、39ページ、「職員表彰に関すること」の6つの事務事業でございます。40ページになります。「職員分限懲戒等審査委員会に関すること」から、41ページ、「嘱託職員及び臨時職員社会保険料に関すること」の8つの事務事業でございます。42ページになります。「人材育成基本方針に関すること」から、43ページ、「年末調整に関すること」の8つの事務事業でございます。44ページになります。「財形貯蓄に関すること」から、45ページ、「職員のセクシャル・ハラスメントに関すること」の9つの事務事業でございます。46ページになります。「消防職員委員会に関すること」から、47ページ、「個人市町県民税の未申告調査に関すること」の7つの事務事業でございます。48ページになります。「三税協力事務に関すること」から、49ページ、「国民健康保険税の滞納整理及び徴収事務に関すること（滞納処分、不納欠損を除く）」の8つの事務事業でございます。50ページになります。「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に係る転入者の所得照会事務に関すること」から、51ページ、「介護保険料過誤納金還付事務に関すること」の10の事務事業でございます。52ページになります。「後期高齢者医療保険料の滞納整

理及び徴収事務に関すること（滞納処分、不納欠損等を除く）」から、53ページ、「市町税収納管理事務に関すること（充当・督促）」の8つの事務事業でございます。54ページになります。

「低入札価格調査制度に関すること」から、55ページ、「公正入札調査委員会に関すること」の3つの事務事業でございます。

56ページになります。「建設工事及び建設工事関連業務の入札及び契約に係る情報の公表に関すること」から、57ページ、「小規模工事等契約希望者登録について」の3つの事務事業でございます。58ページになります。「物品購入等の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること」から、59ページ、「公有財産の損害保険契約に関すること」の6つの事務事業でございます。60ページになります。「庁舎の管理に関すること」から、61ページ、「当直に関すること」の7つの事務事業でございます。62ページになります。「各種基金の記録・管理に関すること」から、63ページ、「行政施設の営繕計画に関すること」の8つの事務事業でございます。64ページになります。「市町有建築物の設計及び施工に関すること」から、65ページ、「各種調査及び資料の収集に関すること」の9つの事務事業でございます。66ページになります。「議員親交に関すること」から、67ページ、「上部団体加入に関すること」の5つの事務事業でございます。68ページになります。「監査等に関すること」でございます。70ページになります。「庶務に関すること」から、71ページ、「公平委員会連合会に関すること」の4つの事務事業でございます。これらの、174の事務事業につきましては、「栃木市の例により、合併時に統合」する、といたしました。次に、72ページをご覧ください。「3. 栃木市の例により、合併後に統合」するものでございます。「個人市町県民税の課税台帳の整備に関すること」、「明るい選挙推進協議会に関すること」の2つの事務事業でございます。

次に、73ページをご覧ください。「4. 合併時に再編」するものでございます。「出動体制（消防団）に関すること」から「専用車（特別職）の運行管理に関すること」の3つの事務事業でございます。次に、74ページをご覧ください。「5. 合併後に再編」するものでございます。「固定資産土地評価事務に関すること（地籍図・地番図修正業務）」から「確定申告用介護保険料納付額証明書発行事務に関すること」の5つの事務事業でございます。

鈴木会長	<p>以上、総務・理財・消防部会のCランクの総事務事業数は262でございます。報告を終わります。</p> <p>はい。以上が、総務・理財・消防部会のCランクについての説明でございます。何かございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか？</p> <p>———— 質疑応答 なし ————</p>
鈴木会長	<p>では、只今の報告について、ご了承いただくことで、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>———— 一同了承 ————</p>
鈴木会長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、今度は生活環境部会。生活環境部会のBランクになります。説明を願います。</p>
深津 T L	<p>【生活環境部会 Bランク】</p> <p>はい。会議資料③をご用意ください。会議資料③の1ページを、ご覧下さい。生活環境部会に関するBランクでございます。</p> <p>2ページをご覧下さい。調整方針でございますが、「1. 現行のとおり」とするものでございます。「行政相談員に関すること」から、3ページ、「短期保険証・資格証明書発行事務に関すること」の4つの事務事業でございます。</p> <p>次に、4ページをご覧下さい。「2. 栃木市の例により、合併時に統合」するものでございます。「消費者行政に関すること」から、5ページ、「一般市民相談に関すること」の3つの事務事業でございます。6ページになります。「市民無料法律相談に関すること」、7ページ、「総合相談に関すること」の2つの事務事業でございます。8ページになります。「戸籍システムに関すること」から、9ページ、「一般廃棄物処理有料化等の検討に関すること」の8つの事務事業でございます。10ページになります。「し尿処理施設の維持管理運営に関すること」から、11ページ、「市民会館の管理に関すること」の5つの事務事業でございます。これらの18の事務事業につきましては、「栃木市の例により、合併時に統合」といたしました。</p>

鈴木会長	<p>次に、「3. 合併後に再編」するものでございます。「資源再利用化事業（集団回収）に関する事」、12ページになります、「技能センターの管理運営に関する事」の2つの事務事業でございます。</p> <p>以上、生活環境部会のBランクの総事務事業数は24でございます。説明を終わります。</p> <p>はい。以上が、生活環境部会のBランクでございます。何かございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか？</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>では、Bランクにつきましては、このようなことをご了承いただきますことに、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>——— 一同了承 ———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。続きまして、生活環境部会のCランクでございます。説明を願います。</p>
深津 T L	<p>【生活環境部会 Cランク】</p> <p>はい。会議資料の13ページをご覧ください。生活環境部会に関するCランクでございます。</p> <p>14ページをご覧ください。調整方針でございますが、「1. 現行のとおり」とするものでございます。「戸籍届出・受付・記載事務に関する事」から、15ページ、「戸籍届出本人確認に関する事」の10の事務事業でございます。16ページになります。「相続税法第58条の通知に関する事」から、17ページ、「身上調査及び刑罰の作成に関する事」の10の事務事業でございます。18ページになります。「犯歴事務に関する事」から、19ページ、「住民基本台帳事務における支援措置に関する事」の10の事務事業でございます。20ページになります。「郵便請求に係る諸証明の交付に関する事」から、21ページ、「印紙等購買基金に関する事」の10の事務事業でございます。22ページになります。「国民年金事務に関する事」から、</p>

23ページ、「国民年金老齢福祉年金に関すること」の10の事務事業でございます。24ページになります。「国民年金障害基礎年金に関すること」から、25ページ、「国保療養費支給事務に関すること」の10の事務事業でございます。26ページになります。「国保共同事業に関すること」から、27ページ、「後期高齢者支援金に関すること」の12の事務事業でございます。

28ページになります。「前期高齢者の財政調整に関すること」から、29ページ、「騒音・振動に関すること」の10の事務事業でございます。30ページになります。「公害苦情処理に関すること」から、31ページ、「都市計画法第32条等の規定に基づく協議に関すること」の11の事務事業でございます。32ページになります。「犬のトイレに関すること」から「地域女性史の販売に関すること」の6つの事務事業でございます。これらの、99の事務事業につきましては、「現行のとおり」とするいたしました。次に、33ページをご覧ください。「2. 栃木市の例により、合併時に統合」するものでございます。「斎場使用許可に関すること」から「国民健康保険システムに関すること」の5つの事務事業でございます。34ページになります。「国民年金システムに関すること」から、35ページ、「衛生害虫の苦情及び消毒機器の貸出に関すること」の10の事務事業でございます。36ページになります。「雑草の苦情に関すること」から、37ページ、「水道に係る権限移譲事務に関すること」の9つの事務事業でございます。38ページになります。「放射線測定に関すること」から、39ページ、「男女共同参画推進体制に関すること」の8つの事務事業でございます。40ページになります。「男女共同参画審議会の運営に関すること」から「とちぎし男女共生大学に関すること」の4つの事務事業でございます。これらの、36の事務事業につきましては、「栃木市の例により合併時に統合」する、といたしました。

次に、41ページをご覧ください。「3. 合併後に統合」するものでございます。青年団体の育成・支援に関すること」でございます。

次に、42ページをご覧ください。「4. 合併時に再編」するものでございます。「地下水及び土壌汚染防止に関すること」から「人材育成事業に関すること」の3つの事務事業でございます。

次に、43ページをご覧ください。「5. 合併後に再編」するものでございます。「犬猫等死骸収集業務に関すること」から「男

	<p>女共同参画推進事業に関すること」の3つの事務事業でございます。44ページになります。「男女共同参画推進講演会に関すること」から、45ページ、「男女共同参画地域推進員に関すること」の3つの事務事業でございます。</p> <p>住民生活部会のCランクの総事務事業数は145でございます。</p> <p>以上で、合併協定項目以外の調整方針について報告を終わります。</p>
鈴木会長	<p>はい。以上が、生活環境部会のCランクについてであります。皆様から何かありましたら、お願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか？</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>それでは、原案のとおりとすることで、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>——— 「意義なし」との声あり ———</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、以上で、合併協定項目以外の調整方針についての協議を終了いたします。</p> <p>では、続きまして、報告の第12号 合併に関する住民説明会の実施結果についてであります。事務局から、説明を願います。</p>
山野井 T L	<p>報告第12号 合併に関する住民説明会の実施結果について</p> <p>はい。それでは、総務計画班 山野井 でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会議資料の⑤をご覧ください。「報告第12号 合併に関する住民説明会の実施結果について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。それでは、1枚めくっていただきまして、住民説明会の報告書の1ページをご覧ください。</p> <p>説明会につきましては、1の開催状況のとおり10月14日及び16日の2日間に渡り岩舟町の3会場において開催しまして、266名の皆様にご参加をいただき、貴重なご意見を頂戴いたしました。</p>

	<p>2の説明会概要、3の出席者につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページからが皆さまからのご意見を「合併協定項目調整方針等に関すること」、「新市まちづくり計画に関すること」及び「その他」の3つに分類し、掲載したものでございます。</p> <p>ご意見・ご質問につきましては、特に「コミュニティバスやデマンドタクシーに関すること」や「地域自治制度に関すること」に対しまして関心が高かったと感じております。それぞれの質疑応答の内容につきましては、資料のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、住民説明会に関する結果の報告とさせていただきます。</p>
鈴木会長	<p>はい。以上が、住民説明会の実施結果についての報告でございます。中に色々まとめてありますが、これらにつきましても、何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか？</p> <p>——— 質疑応答 なし ———</p>
鈴木会長	<p>はい。では、このことにつきましては、このような報告とさせていただきますことで、ご異議ございませんでしょうか？</p> <p>——— 一同了承 ———</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、このように報告とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第10回、次回の栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時についてであります。事務局から、説明を願います。</p>
天海事務局長	<p>4. 第10回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について</p> <p>それでは、次回第10回合併協議会の開催日時について、お知らせいたします。</p> <p>次回は、来年 1月17日 木曜日 午前10時から、会場は大平総合支所 別館 大会議室 となります。なお、駐車場につきましては、総合支所の東100メートルほどのところ、交番の東側となります。ご不便をおかけいたしますが、皆様のご協力を</p>

鈴木会長	<p>お願いいたします。お配りしました通知の裏側に、当日の会場と駐車場を記載してございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>はい。以上、次回の開催日時でございます。これは、よろしいですね。</p> <p>5. その他</p> <p>では最後になりますが、その他 ということでございます。</p> <p>今日は、おかげ様で、大変スムーズに進んできておまして、時間のほうはまだございますので、何かございましたら、まず委員の皆様からご発言等いただければと思いますが、何かございますでしょうか？</p>
柴田委員	<p>はい。柴田委員、どうぞ。</p> <p>はい。栃木市の柴田です。協議内容についてどうこうということではございません。一応参考のために確認ということで、既に採択されているので不認とすることではないので、事務上の手続きなり、今後はどうするのかなという項目です。</p> <p>資料1の広域の一部事務組合の取扱いについて、確認の意味で教えていただきたいと思うのですが、今回の会議で、協定項目については承認されているのですけれども、構想なり今後の合併に向けて、合併時に取り決めるという形をとっているのですけれども、協議する中で佐野市側との協議が合併までに進めていただくわけでありましたが、会議の中で承認されるような形で、この項目の記載とおりに進めていくのが前提ですけれども、仮に協議が成立しなかった場合、或いは部分的に修正が行われるような場合、防災事業などでも管理していくものですから、そういう変更があった場合、どんなふうな処理、スケジュールになるのか、今回合併の調整項目から外すのか、一部修正で合併後に調整していくのか、参考としてちょっと教えてください。</p>
鈴木会長	<p>はい。では、佐野広域消防との協議の現状と、それから、万一、先ほどご承認をいただいた協議事項のように、前日までに協議が整わなかった場合、或いは、整いそうにない場合は、協議項目から外すのか、そして、その後の取扱いについてのご質問かと思えますので、順次説明を願います。</p>

<p>総務理財消防部 会消防本部 関口総務課長</p>	<p>栃木消防本部の関口と申します。宜しくお願いいたします。</p> <p>協議の関係ですけれども、常備消防につきましてのすり合わせについては、栃木市、岩舟町、消防の課長以上の集まりであります、検討部会で現在調整中でございます。</p> <p>それとですね、一部事務組合が仮に解散しなかった場合ということですが、その件につきましては、佐野地区広域消防組合の組合規約によりまして、佐野市、岩舟町で構成しておりますが、岩舟町が栃木市と合併いたしますと、岩舟町という地方公共団体が、存続しなくなりますので、解散しなかった場合はですね、自然に組合は消滅するものと考えておりますけれども、そうならないように、事前の調整を密に、常備消防を栃木の事務として取り込んでいけるように努力してまいりたいと考えております。</p> <p>また、協議項目に寄せられた質問につきましては、うちのほうよりも事務局のほうになると思っておりますので、そちらでご回答をお願いします。</p>
<p>天海事務局長</p>	<p>はい。それでは、事務局よりお答え申し上げます。</p> <p>これは、調整の方針でございます。ですから、解散にならなかつたら、それは結果になりますので、現時点では調整の方針としてこのまま項目としてあげさせていただくということになります。以上です。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>はい。今の消防のほうからの説明ですと、先ほど私のほうから説明申し上げたのと少し違っているのかなと、今思いましたが、もし、協議が整わない時も、佐野広域の一方の当事者である岩舟町がなくなってしまうので、佐野広域そのものが自然消滅だというふうな主旨の説明であったかと思いますが、そのような説明で良いのですかね？</p>
<p>消防本部 関口総務課長</p>	<p>そのように理解しておるのですが、この点につきましては、専門の部署と、もう一度協議をさせていただければと思います。以上です。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>補充があるようです。</p>
<p>総務理財消防部</p>	<p>栃木市の消防防災の村上です。</p>

<p>会村上消防防災課長</p>	<p>栃木市と佐野、岩舟の協議が整わなかった場合、広域行政組合の関係ですが、合併特例法の関係で、現在の広域行政組合の規約を改正して、栃木市ということにして存続させるということが可能だということになっております。当然、消防業務になりますので、協議が整わなかった場合には、広域行政事務組合を存続させて、消防救急業務を継続していくという形になります。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>はい。ですよね？そうでないと困ってしまう。</p> <p>先ほど、私が説明させていただいたことで良いのかと思います。</p> <p>それと、このことについては、もう少し今の状況等がどうなっているのかということについて知りたいという、特に傍聴の皆様の中にもいらっしゃるかと思いますので、少し補充をいたしますが、まず、今の佐野広域消防の組織の在り方は、岩舟町さんと佐野市さんとで構成をしている、と。その構成割合は、ほぼ9対1の割合ですね。全ての面で。お金の分担も9割と1割。というようなことでやっておられるそうです。従いまして、それらを前提に、今度はそれを解消する方向でもっていく場合は、今、佐野広域消防に、消防署員が何人いるのか私もわかりませんが、何百人かいるわけですね。これについても、人のことをそう言ったら失礼ですけども、人も9対1で本来もちあっているという関係になるのだと思うのですね。その他、資産についても同様ですね。従って、解散の方向で調整していく時の基本は、出資割合というか構成割合に基づいて調整をしていくのが筋だろうというふうに思っております。ただ、実際はそれがきれいにいくかどうかは難しいわけでありまして、いずれにしても、今日と明日でガラッと変わってしまうということになれば、これは一番被害を受けるのは、或いは、不安を覚えるのは岩舟の町民の方でございますから、そういうことには、間違ってもならないようにしなければならぬ。例え、広域との調整がつかない場合であっても、消防救急体制そのものには、その前と後ろでは変化がないようにしていかなければならないということで、これは、現在の栃木市の消防のほうでは、合併前から岩舟町内を色々見て回って、地形や地理、道路がどこが狭い、どこが広いとかですね、そのような消防車が出動したりする時に、必要になる情報は事前につかんでおくということでございます。それから、栃木市から岩舟分署ということになってきますので、そこへの配置人数は、何人、何十人とする</p>

	<p>かとかですね、全部、今、もう計画はしておりますので、岩舟の町民の皆さんには、そうした不安は感じさせないように、やってもらいますので、その点は心配はしないでいただきたいというのが、消防当局の要請でありますので、これは私の立場でもお伝えをしておきたいと思います。</p> <p>ということで、只今の柴田委員のご質問へは、このようなことでよろしいでしょうか？</p> <p>——— 了承 ———</p>
鈴木会長	<p>はい。</p> <p>他に何かございましたら、お願いをいたします。</p>
	<p>——— 発言等 なし ———</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか？</p> <p>では、委員の皆さんからはないようでございますので、事務局から何かあったらお願いいたします。</p>
天海事務局長	<p>はい。それでは、1つございます。</p> <p>合併調印式のご案内でございます。委員の皆様には、2月14日の第11回合併協議会終了後 合併調印式を予定していることをお知らせしておりました。</p> <p>日程の都合上、委員の皆様へのご招待状は、次回の合併協議会前に送付することになりますので、ご承知賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、調印式会場につきましては、合併前の最大のセレモニーとして多くのご来賓をお招きし、華やかな雰囲気の中で開催できますよう、栃木市のサンプルザでの開催とさせて頂くものでございます。</p> <p>なお、調印式の進め方などは、次回ご説明をさせて頂く予定でございます。以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>では、私のほうの役目は以上でございますので、事務局のほうにマイクを戻します。</p> <p>6. 閉会</p>

天海事務局長

はい。ありがとうございました。
それでは、閉会いたしたいと思います。
ただいまの時間は、3時25分でございます。
この時間を会議閉会時刻と定めまして、第9回栃木市・岩舟町
合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。